## 岡本の国会での質問

171-衆-厚生労働委員会-11 号 平成 21 年 04 月 17 日

○田村委員長 次に、岡本充功君。

○岡本(充)委員 きょうは、舛添大臣と、国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案、三回目になるわけですけれども、改めて、国民の皆様方の関心のある年金の持続可能性という観点はもちろん、それから、これまで余り議論になっていませんけれども、厚生年金、いわゆる企業年金もしくは代行返上の問題、こういったことを少し触れてみたいと思います。

まず最初は、皆様のお手元にも配っておりますけれども、十六年改正で、国民年金保険料の納付率を向上するための主な対策ということで、幾つか対策がとられました。

十六年改正以後、十七年度が六七・一、十八年度が六六・三、十九年度が六三・九と、国民年金納付率は必ずしも上がってきていません。確かに、十六年度が六三・六だったことを考えると、六三・九でも〇・三%上がっているのではないかと言うこともできるのかもしれませんけれども、実際、これはそれぞれどういう実施状況で、どういう効果を上げてきたのか、大臣からお答えいただけますでしょうか。

○舛添国務大臣 岡本さんのこの表の一に対策というのが書いてあります。それぞれがどれだけ 効果が上がっていったかというのは、なかなか数字的にすぱっと示すというのは難しいと思います けれども、要するに、おっしゃりたいことは、このそれぞれの今の施策をやったことによる効果について何ポイント上がったか、そういうことをお尋ねという理解の上で申し上げます。

まず、法整備によって、さまざまな未納者に対する情報が市町村から得られるようになってきた。それで、特に、上の四番目にあります強制徴収の拡大、強制徴収の対象者を三万人から六十万人に拡大する、一定以上の所得のある未納者を対象とするということで、これは、十六年度には約三万件だった最終催告状の送付件数が、十八年には三十一万件に増加いたしました。それから、差し押さえということについても、十六年度に百件程度であったものが、十八年度には一万二千件まで増加しました。そういう数字が私のところに報告で上がっております。

○岡本(充)委員 いや、それだけですと、パーセンテージとして押し上げ効果はどのくらいあった かというのが、ごくわずかですよね。

例えば、多段階免除制度の導入。トータルとして見ると、かつての免除制度と比べて、確かに四分の一や四分の三という免除ができた。しかし、免除を受けている人の数というのはどうです。全体で見ると変わっていないんじゃないですか。

- ○舛添国務大臣 済みません。免除を受けている人の数は少しふえているという程度だということです。(岡本(充)委員「ほとんど変わっていないでしょう」と呼ぶ)今、少しふえるという報告を……。
- ○岡本(充)委員 いや、少しといっても、トータルすると、三十七万件程度のものが、本当に一、 二万件動いているかどうかぐらい、ほとんど差がないんじゃないかと聞いているんです。ちょっと正確にお答えいただけませんか。
- ○舛添国務大臣 免除勧奨などで免除割合が、全額免除が十八年度二五・三%、十九年度が二五・八%、対前年度比で○・六ポイントでございますから、そういう意味では○・六ポイントしか上がっていないということです。

○岡本(充)委員 多段階納付ですからね。これは、そういう意味では、四分の三とか四分の一と か新たに設けたけれども、結局のところ全体的にふえていないということは、周知徹底がどうだった のかということをやはり改めて検証する必要があると私は思うんです。

これは、ほかの数字も全部きのういただきましたよ。見たところ、やるべきだと言っているわけじゃない、我々は十六年の法改正に反対したわけですから。当然のことながら、この下の二つについては、反対をした中に含まれている国民健康保険との連携、社会保険関係者の資格制限、例えばこの二つだけをとっても、やれと言っているわけじゃないですよ。実際に実行に移された件数は何件ですか。

○舛添国務大臣 まず、国民健康保険との連携はゼロ、それから社会保険関係者の資格制限は 今年度から行うということだそうです。

○岡本(充)委員 ゼロなんですよね、現時点で。

それで、結局、やれと言っているわけではないですよ、くどいようですけれども。ただ、実際に、法 改正をして、その効果が上がっているのかという検証をするとこういう実態だということを改めて大 臣に御認識をいただいた上で、それぞれ法改正をする前に、やはりこれまでの法改正はどうだっ たかということを検証する必要があると思うんですよ。

そういう意味でいうと、大臣どうですか、例えば納付率の向上に八〇という話が実現可能なのか。 行政目標なんだと言われるけれども、実際こういう実態だということを知ると、本当に行政目標とい うのは何なのかという思いになるわけですね。

これは通告していませんから大臣の記憶のある範囲で結構ですけれども、厚生労働省が近年掲げた行政目標で達成したというものは、例えば何か御記憶にあればそれも含めてちょっと御答弁いただけませんか。

○舛添国務大臣 それはいろいろあると思います。医師不足対策において、十一年ぶりに閣議決定を変えまして、今年度六百九十三人の増員を遂げました。その他、数えれば切りがないほどたくさんの施策を実行したと思っております。

〇岡本(充)委員 大分大臣の答弁まで時間があった、大分宙を眺めてみえてから挙げられたのがその六百九十人ふえたという話であって、行政目標という以上は、やはりそこに向けて本当は、それは通告していないからすらすらとお答えいただかなくても結構ですよ、ただ、大臣の中では、これは達成したんだ、これはできたんだというもの、胸を張って言えるものがやはりあってほしい。そういう意味でいうと、この前私と議論したように、正直、そうだったらいいなというので確かに済む話もあると思う。行政目標で、こういうあるべき世界を目指したい、そうあったらいいなといって済む話もあるけれども、こういう問題で、特に国民の皆さんが大変関心事で、大きな生活の糧として期待されているものがこうあったらいいなという話ではやはり困るし、やはりこれまでの検証をしっかり踏まえて次の施策を練っていかないといけないんじゃないかと私は思うんです。

私のこの考えについて、大臣、どう思われますか。

○舛添国務大臣 それは、おっしゃることはそのとおりなので、足りないところは反省し、さらなる施策をやっていくということでありますので、年金、介護、医療、労働、あらゆる分野について、今後ともそういう方向で努力をしたいと思っております。

○岡本(充)委員 ぜひそういうことで、次の施策も含め、やはりこれまでの施策をしっかり総括して 提案をしていっていただきたいということを切に願うわけです。

その上で、今度は違う観点。これまで余り議論されてきませんでしたけれども、企業年金についてきょうは少し話をしたいと思います。

企業年金、昨今廃止が、直近はそうでもありませんけれども、平成十四年度以降という観点で見るとかなりふえているのではないかというふうに考えます。私が聞いたところ、平成十年以降は新規に立ち上げられた企業年金はない、こういうふうに聞いております。その点が正しいかどうかの確認も含め、なぜ企業年金の廃止が多かったのか、大臣の所見をいただきたいと思います。

○舛添国務大臣 まず、データというか事実から申し上げますと、現在までに四百六十一基金が解散しておりますけれども、やはり今委員おっしゃったように、バブル崩壊後、平成十三年から十六年の間に最も多く解散してきて、最近は若干、例えば平成二十年度は四、平成十九年度は十一、これぐらいに減っています。一番多いときは平成十五年度で九十二、その前の十四年度が七十三、十六年度が八十一、このあたりがピークだと思います。

では、基金の立場から見て、なぜ解散せぬといかぬか。それは、一般的に、バブル崩壊後と申し上げたように経済情勢もあるんですけれども、やはり母体である企業、たくさん知っていますけれども今個々の名前を申し上げませんけれども、相当債務超過になってきているという母体企業の問題がある。それから、当たり前のことですけれども、やはり保険というのは加入者がいっぱいいないと支えられませんで、一定以上ふえていっておかないといけない。そうすると、例えば、ことしの新規採用はこれだけ限定するよというような状況が続けばふえていきませんから、そういうことが大きな原因だろうというように考えております。

○岡本(充)委員 私は、やはり企業年金のあり方にも幾つか問題があって、要するに保険料の出し手がかなり偏っているケースが多い、つまり、企業が出している、いわゆる保険料を折半していないという中で、企業がなかなかそこまで社員の福利厚生としてお金を払うことが厳しくなってきているという状況があるんじゃないかと推測するんですけれども、それについては、大臣、いかがですか。

○舛添国務大臣 先ほど申し上げましたように、政府管掌の、特に中小企業なんかの保険の料率と比べてどうだという議論が必ずある。個々の基金でやることは、それは自分のところの従業員に普通の中小企業よりもはるかにいい福利厚生を与えようとしてやっている、しかし、それが可能でなくなってきているということが基本にあるから、やはり母体の企業の苦しさというのは一番根本にあるんだろうと思っております。

○岡本(充)委員 それで、資料の四ページ目を見ていただきたいんですけれども、基金の数の 推移ということで出しました。

平成九年以降、どんどん下がってきている実態がわかる。しかし、この総合型、連合型、単独型とある中で、大企業が中心で単独で企業年金を運用している単独型は、平成九年五百六十一あったのが今七十一まで減り、連合型、これもグループ企業などを中心に企業年金をつくっていた、そういうグループでやっている連合型が、六百七十三が九十一となった。しかし、中小企業などが複数、いろいろな企業が加盟してつくっている総合型というのは減少が大変少ない。トータルで見ると減ってきているという話でありますけれども、実は総合型というのはなかなか解散が進まない、難しいというふうに言われています。

厚生労働省としては、この総合型の解散が進まない理由はどういうことだと思っていますか。

○舛添国務大臣 もっと新しい数字を申し上げますと、今の委員の資料からさらに、今現在で六百十七基金残っているんですが、うち四百九十七、ちょっと数字が変わっていますが、それが総合型です。

だから、解散した方がいいかどうかというのがまずあるんですが、解散しないでやっていければ、 私はそれにこしたことはないんだろうというふうに思っています。委員御指摘のように、複数の企業 が設立するわけですから、そうすると、それだけ積立金を含めての準備のお金が潤沢に調達でき るということなので解散しないで済んでいるという側面の方がむしろ大きいのじゃないか。これは物の言いようで、なぜ進まないかという言い方をするか、積立金のプールが複数の企業でより容易なので解散しないで済んでいるという、言い方の問題もあると思いますが、そういうようにちょっと認識をしております。

○岡本(充)委員 先ほどのお話とちょっとずれてきていますよ。

やはり企業の側はなかなか厳しいという中で、一社であれば労使の話し合いの中で企業年金は解散できる。ところが、複数だと、A社、B社、C社、D社、E社、例えば五つあったとして、私はやめたいけれども私はやめたくない、そういう中で、では、ほかの人たちの会社の部分も含めて現金で解散のためのお金を用意できるかといったら、一社でほかの会社の分まで用意できない。だから、結局、なかなか総合型というのは解散が難しいんですよ。中小企業だから経営も苦しいんです。しかし、解散したくてもなかなか解散できない。お金が用意できない。だから、厚生労働省は〇八年三月まで解散時の不足金を分割で払う特例措置というのを設けていたんじゃないですか。大臣、もう一度お答えいただきたいと思います。

○舛添国務大臣 ちょっと私は委員の質問の意味を取り違えていたので。

まさにそれはおっしゃるとおりで、解散するときに一社だと、それはもう自分のところで決断すればいいわけですけれども、債務がこれだけある、では例えば五社でやっているときにその債務負担をどうするのかねと。そういうことの後始末、これが非常に難しい。ですから、そういう意味で、委員がおっしゃるように容易にはいかないということは、それはおっしゃるとおりなので、ちょっと私、質問の意味を取り違えて済みません。

○岡本(充)委員 私の配りました資料の三ページ目に、企業年金の状況、どういう道を選ぶか。 一番上が解散という道ですけれども、これだけ見ていますと、グロスで見ていますので、そういう意味では、解散した基金の中身がどうなのかというのがわからないので、ちょっと先ほどの図よりはわかりづらくて恐縮ですけれども。

やはり解散に進もうという企業年金もあるわけでありまして、そういう中で、今お話をしました総合型が進まない。それで、不足金額を一括で払えない場合には分割でもいいよという特例措置を厚生労働省は昨年の三月末まで認めていた。しかし、それを利用して解散をした社というのは余り多くはない。それでもなかなか解散をするのは難しい。五基金がこの制度を利用したと私は承知をしています。

そういう意味では、なかなかこれが進まないという状況であります。この特例措置を今後また続けていってはどうかという声もあるようでありますが、厚生労働省としてはなかなかそれは認められる 状況にないという答弁をされるんだろうと思います。

しかし、解散するにしても、体力がないところはどうなるのか。そこにきちっとした補てんがなければ、給付の削減という形が起こり得るのか、それとも受給者や加入者が被害を受けるということが起こり得るのか、こういったこともはっきりしませんし、こういうことで最終的に被害が受給者や加入者に回ってくるということも余り私は得策ではないと思うし。最終的には、代行部分に欠損が出るようなことがあれば厚生年金の本体にも傷がつくわけでありまして、こういう総合型の企業年金の実態というのをやはり一回調べられた方がいいんじゃないかと私は思うんですね。いかがですか。

○舛添国務大臣 先ほどもちょっと申し上げましたけれども、複数の会社が関連しているので、やはりすぱっと意思決定をなかなかできにくいということがあるんだろうと思います。ですから、この点は現にどうなっているかということは、それは調べてみるにやぶさかではありません。

それから、特例措置、これは三年の時限でやって、委員がおっしゃったように余り利用されていない。利用されていないのは、それがあっても、やはり債務分担をどうするか、会社間の話し合いがうまくいかないんだろうというふうに思いますので、例えば、これを続けていってさらに効果が出

るか、そういうことも含めて検討せぬといかぬというふうに思っております。

○岡本(充)委員 分割納付が完了するまでに五年から十年ぐらい期間を要して、その間に会社が倒産をしている、そういう厚生年金基金もあるようです。解散して、その中で、加盟している企業が一割二割破綻をした、そういう基金もあるというふうに聞いているし、そういう実態を含めると、本当に厳しいはずの総合型で実際に企業年金の解散が進まないということの問題点をきょうは指摘をしたわけですから、ぜひそこはお調べをいただきたいと思います。

その上で、ちょっと話の論点が変わるわけでありますけれども、今度、共済が一元化されたときに、いわゆる今で言う三階部分である職域加算分を、今はこういう形で大変厳しいと言われている企業年金に倣ってつくるという声も聞こえてくるわけであります。企業年金に倣って制度をつくろうと今のところ考えている理由は、どういう理由でしょうか。

## ○木下政府参考人 お答えいたします。

被用者年金が一元化された後の公務員の三階部分である職域部分の取り扱いについては、せんだっての御答弁でもお答えしましたとおり、平成十八年の四月二十八日の閣議決定で、公務員共済について、新たに公務員制度としての仕組みを設けることとし、この仕組みについては、人事院において諸外国の公務員年金や民間の企業年金及び退職金の実態について調査を実施し、その結果を踏まえて制度設計を行うこととされております。

なぜそういうものをつくるかということについては、現在既に、既裁定者、実際に保険料を払っている方もおられますし、やはり公務員制度として適切な人材を供給していただくことの必要性等、総合勘案いたしまして、こういう閣議決定とされていると理解しております。

○岡本(充)委員 いや、それは私の質問に答えていないです。これ、ファクスでお送りしているんですよ、文書で。そんなに探されては困るんです。きちっと文言も書いて送っているんですから。 そこに書いてあるとおりですよ。企業年金に倣って制度をつくる理由いかんと書いてファクスを送っているんですから、そこはちゃんと答えてもらわなければ困ります。

どうして企業年金に倣ってつくるのか。今お話ししたように、企業年金は厳しい、こういう話が出ているのに、あえてこの三階部分を企業年金にする理由は何なのか、こう聞いているんです。

○木下政府参考人 なぜ企業年金に合わせるのかということにつきましては、やはり官民均衡を 図るという観点から、企業年金を参考に検討を進めているということでございます。

○岡本(充)委員 いや、今お話ししたように、人事院もきょう来ていますけれども、人事院が給与 を調査するときによく調べられる五十人以上の企業ですね、比較的大企業を中心に、先ほどもお 話ししたように企業年金が解散しているんですよ。

ちなみに、きょう人事院にも来てもらっています。官民の較差を調べると今財務省は言われました。十八年に調べられて以降、調べられていないわけでありますけれども、そういった意味では、 人事院として、今後、退職一時金や企業年金等を含むいわゆる官民較差について調査を進めていっていただけるのかどうか、ちょっとお答えいただきたいと思います。

## ○吉田政府参考人 お答えいたします。

委員御指摘の平成十八年の調査でございますが、これは、平成十八年四月二十八日の閣議決定で、先ほど財務省の方から答弁ございましたように、共済職域部分の廃止と新たな仕組みの創設が決定されまして、その仕組みについては、人事院において諸外国の公務員年金並びに民間の企業年金及び退職金の実態調査の結果を踏まえて制度設計することが決定されたところでございまして、これを受けて、官房長官から人事院総裁に対して、こういう調査を実施し、見解を表明してほしいという要請があったものでございます。

人事院としては、共済年金や退職手当の制度官庁ではございませんが、公務員の勤務条件や 人材確保等を所掌する立場から、この要請を踏まえまして、主要国の年金制度について調査を行 うとともに、退職給付総額、これは退職一時金と企業年金でございますが、この総額の官民比較を 行い、新たな公務員制度としての仕組みについての基本的事項に関する考え方をお示ししたとこ ろでございます。

このように、平成十八年の調査は、内閣からの要請を受けて特別に実施したものでありまして、 引き続き、現在、制度官庁でこのデータ等をもとに制度設計の検討が行われているところでござい ます。新たに調査が必要であるかどうかについては、この新しい仕組みについて、今後政府内に おいて具体的な検討が進められる中で議論される必要があると考えております。

また、この種の調査は民間企業に相当の負担をかけることになりまして、従前から政府が行ってきた退職金調査も、ほぼ五年置きに行っていたという経緯もございます。

職域部分の廃止と新たな仕組みの設計は制度官庁において基本的に検討されるものでございますが、人事院としても、今後の議論を見きわめながら、御指摘の調査については、その準備や 方法を含めた研究を進めてまいりたいと考えております。

- ○岡本(充)委員 調査の研究を進めてもらえるんですよね。
- ○吉田政府参考人 調査も含めて研究を進めてまいります……(岡本(充)委員「調査の研究を進めてもらえるんですか」と呼ぶ)
- ○吉田政府参考人 人事院としては、勤務条件制度等公務員制度全般について所掌しておりますので、そういう意味で、調査も含めて研究を進めてまいりたいと考えております。
- ○岡本(充)委員 でき次第、公表していただきたいわけです。

改めて共済側に聞くわけですけれども、そういった中、本当に企業年金にすることについてどうなのかという議論はやはりあると思いますよ。それから、企業年金と同様に、使用者である政府が支出する割合が高くなる、そういう三階建てを想定されているんですか。どの共済でもいいです、お一方お答えください。

○木下政府参考人 お答えいたします。

委員の御質問の御趣旨は、新たな三階部分の制度設計に当たって、現在、被用者と、それからいわば雇用者たる国が折半を行っているわけですが、それをどうするのかという御趣旨の御質問であれば、その制度設計に当たっては、一つに相互救済を目的とする共済制度の性格、二つ目として事業主としては国や地方公共団体が負担することになる、それから三番目として現在の負担のあり方等の関連などを踏まえつつ、検討していきたいということでございます。

○岡本(充)委員 それではやはり、ちょっとまだ不十分だと思いますよ。十八年の四月二十八日の閣議決定で、二十二年に三階部分は廃止すると決めているんでしょう。二十二年に廃止をすると言っておきながら、この段になっても、検討はしていない、検討はこれからするんだとか、法律も出さなきゃいけないのに、そんなあいまいな話では、今、公務員の皆さん方、ここにいる人も、かなり公務員の人みえますよね。私の年金どうなるんだろうと思っている皆さん、どきどきしていますよ、それは、どうなるんだというところは思ってみえる。だから、やはり、それはもっと早く出さなきゃいけない、皆さんの議論に付さなきゃいけないのに、そんな答弁じゃ、これはどうなるのかという話になりませんよ。

したがって、もっと明確な答弁、委員長、お願いしてください。

○木下政府参考人 お答えいたします。

新三階の検討につきましては、先ほど申し上げました平成十八年の閣議決定の方針に沿って、 現在も関係各省で検討を進めているところでございます。

できるだけ早く検討しろということでございますので、できるだけ早く検討してまいりたいと思います。

○岡本(充)委員 多分そうやって、皆さん、検討しているという話になっちゃうんです。でも、今お話ししたように、では、次の選挙の大きな関心事になるかもしれない年金制度、そういう意味では、被用者年金を一元化するという話になっておきながら、肝心の三階部分はどうなるかというのがわからない、どうするかわからないという話では困るんですね。

これはちょっと切り口を変えて、確かに、前向きに、いわゆる新しい年金制度をつくる上で、年金の積立金は足りているのか、もしくは、払い戻すとしたら残金は足りるのかという観点です。

これは二ページ、前回の質問で出なかった、いわゆる一、二階共通財源と三階部分に残せるお金。国共済が、一、二階共通財源七・七兆円、そして〇・九兆円が残る。それから、地共済は二十兆円と二十兆円。それから、私学共済は、一、二階共通財源は一・七兆円で、残る財源が二・〇兆円。

こういう話でありますが、それぞれ、新しい年金をつくる上で、年金が足りるのか。払い戻すとしたら、これはなくすということは考えにくいという答弁はわかっています、その上で、しかしこれは検討するわけですから、場合によってはなくすこともあり得るわけです。その場合に、これまで払っている人、既裁定の人、それぞれに、これまで掛けた分を含めお返しができる、いわゆる企業年金でいうところの解散をする分に足りるお金が残っているのかどうか。その観点で、それぞれお答えをいただきたいと思います。

## ○木下政府参考人 お答えいたします。

被用者年金制度の一元化法案におきまして、一元化時点における共済一、二階の積立金について、どういうふうに仕分けるか定められております。

それで、具体的にどのような金額になるかにつきましては、平成十九年に公表されました「被用者年金制度一元化による財政影響について」における粗い試算によりますと、国共済では、平成二十一年度末における積立金約八・六兆円のうち、一、二階部分とされるものが七・七兆円、残額は〇・九兆円になることが見込まれております。

それから、足りるのかという点については、また後ほど地共等からいろいろな数字のお答えがあるのかもしれませんけれども、ちょっと先取りでお答えになるのかもしれませんけれども、それに基づきますと、今ほど申し上げました、先生、資料でお配りしていただきましたように、国、地方を通じた公務員共済全体としての一、二階共通財源として仕分けられた後の残りの積立金額は約二十兆円程度でございます。一方、先ほど申した平成十九年の「被用者年金制度一元化による財政影響について」の粗い試算によれば、国、地方を通じた公務員共済全体としては、三階部分の過去期間給付額の現価が約十七兆円になっているところでございます。したがいまして、三階部分の過去期間給付額の現価は公務員共済全体として保有する積立金の額の範囲内におさまっていると考えられますので、新しい三階部分の制度運営は可能であると考えております。

また、先生の御質問にあった、廃止した場合にきちんと返還されるのか、どういう金額かという御質問でございます。

大変恐縮でございますが、政府といたしましては、先ほどから申し上げておりますように、新たな 公務員年金制度を職域年金にかわり創設することを検討しておりまして、これを廃止することは考 えておりませんので、それが具体的にどういうふうに幾らぐらい返還されるのかという点については、 なかなか数字ではお答えしづらいわけですが、全体の残る金額、過去勤務債務は、先ほどのよう な数字になっているわけでございます。

○河村政府参考人 私学共済に関しまして、三階部分の過去期間給付額の現価についてお答

え申し上げますと、今まで引用されました粗い試算によりますと○・八兆円でございます。一方、私 学共済の一、二階共通財源として仕分けられた後の残りの積立金額は約二兆円でございます。し たがって、三階部分の過去期間給付額の現価はその私学共済が保有する積立金の額の範囲内 ということになりますので、新しい三階部分の制度運営は可能であると考えております。

それから、仮に廃止した場合ということについての御答弁は、これまでの財務省と総務省の御答弁と同様でございますので、失礼いたします。

○岡本(充)委員 不断の努力をしてこれからの年金の制度も見直していただきたいということをお願いして、質問を終わります。